

広島市食品ロスの削減の推進に関する条例（仮称）素案の構成

1	前文	
2	目的（第1条）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 条例の目的・ 用語の定義             </div>
3	定義（第2条）	
4	本市の責務（第3条）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 関係する各主体に 対して、食品ロス の削減のためにあ るべき姿勢の方向 性を示すという趣 旨で、それぞれの 責務、役割等とし て抽象的な義務又 は努力義務を課す もの             </div>
5	事業者の責務（第4条）	
6	消費者の役割（第5条）	
7	関係者相互の連携及び協力（第6条）	
8	食品ロス削減推進計画（第7条）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 本市に対して、 食品ロスの削減の ために必要となる 具体的な義務を課 すもの             </div>
9	普及啓発、教育及び学習の振興等（第8条）	
10	食品関連事業者等の取組に対する支援（第9条）	
11	表彰（第10条）	
12	実態調査等（第11条）	
13	未利用食品等を提供するための活動の支援等（第12条）	
14	食品廃棄物の再生利用の促進（第13条）	
15	推進体制の整備（第14条）	
16	財政上の措置（第15条）	
17	食品関連事業者及び農林漁業者の取組（第16条）	
18	施行期日、経過措置、関係附属機関（広島市廃棄物処理事業審議会）に係る条例改正及び検討（見直し）条項（附則）	